

在宅介護手当について

四万十町では、寝たきりや重度の認知症のため在宅で常時介護を要する方を介護している方に、介護の労をねぎらい、在宅福祉を推進するため在宅介護手当として月額1万円を支給しています。詳しくは、担当ケアマネジャーもしくは地域包括支援センターまでお問い合わせください。

希望される方は所定の申請書を提出していただくと、手当の支給対象となるかを調査の上、審査、決定を行います。

対象者：四万十町に住所を有する重度の要介護者を、継続して3カ月以上在宅で介護している方
「重度の要介護者」とは、要介護3～5で寝たきりもしくは日常生活に支障をきたす症状がある認知症の方が該当になります。具体的には、詳細な規定がありますので下記までお問い合わせください。

寝たきりの場合...下記の状態にあてはまる方で、排泄、入浴、食事、移動、着替えすべてに全介助または一部介助が必要な方。

- 屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッドでの生活が主体であるが座位を保ち、介助により車いすに移乗する。
- 一日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替えにおいて介助を要し、自力で寝返りをうつあるいは自力では寝返りもてない。



認知症の場合...日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする状態で、認知症による「助言や介護への抵抗」「外に出たがり目が離せない」「目的もなく歩き回る」などの行動のうち、2,3日に1回以上の頻度の項目が2つ以上ある方。

〔お問い合わせ先〕 四万十町地域包括支援センター 22-3385
四万十町地域包括支援センター西部支所 27-1212

こうちあったかパーキング制度 中四国でご利用できます

こうちあったかパーキング制度とは、障害のある方や高齢の方など移動に配慮が必要な方等に県が県内で共通する利用証を交付し、必要な駐車スペースを確保できるようにする制度です。

利用証をお持ちの方は、県内の「こうちあったかパーキング駐車場」だけでなく、中四国の全ての県の協力施設でも利用が可能になりました。

県によって制度名は異なりますので詳しくはお問い合わせください。

- 申請に必要な書類 下記のいずれか
- ・ 身体障害者手帳 ・ 療育手帳
 - ・ 精神障害者保健福祉手帳 ・ 特定疾患医療受給者証
 - ・ 医療機関、療育機関等の証明書
 - ・ 介護保険被保険者証・診断書
 - ・ 母子健康手帳（妊娠7カ月～産後3カ月〔1年未満〕）

〔申請・お問い合わせ先〕
健康福祉課 22-3115
高知県障害保健福祉課 088-823-9663
高知県須崎福祉保健所 0889-42-1875

